

代表執行役決定証明書

当社代表執行役社長兼 CEO 柴田 英利は、当社取締役会から委任された代表執行役の権限に基づき、下記のとおり、自己株式の処分を行うことを決定したことを証明いたします。

記

1. 決定日

2025年2月14日

2. 決定内容

事後交付型株式報酬制度に従い付与したリストリクトド・ストック・ユニット及びパフォーマンス・シェア・ユニットに基づく当社及び当社子会社の従業員等に対する自己株式処分の件。詳細は、別紙 (A) 記載のとおり。

2025年2月14日

東京都江東区豊洲三丁目2番24号
ルネサス エレクトロニクス株式会社
代表執行役社長兼 CEO 柴田 英利

事後交付型株式報酬制度に従い付与した
リストリクテッド・ストック・ユニット (RSU) 及び
パフォーマンス・シェア・ユニット (PSU) に基づく
当社及び当社子会社の従業員等に対する自己株式処分の件

当社が当社株価の上昇メリットと株価下落リスクを株主と共有することによる当社株価上昇と企業価値向上に対する貢献意欲の向上等を目的として導入している、当社及び当社子会社の役職員等を対象とした事後交付型株式報酬制度に従い付与したリストリクテッド・ストック・ユニット (RSU) 及びパフォーマンス・シェア・ユニット (PSU) の一部が権利確定したため、当社及び当社子会社の従業員等に対して、当該権利確定した RSU 又は PSU の数に応じて、次のとおり自己株式の処分を行うこと。

1. 2025年3月3日付自己株式処分の件

(1) 次のとおり、日本国内に所在する当社退職従業員に対して、自己株式の処分を行う。

① 処分する株式の種類及び数

当社普通株式 784株

② 処分株式の割当方法

第三者割当ての方法による。

③ 処分価格

1株につき金2,490.5円 (※)

※処分価格は、2025年2月13日の東京証券取引所における当社普通株式の終値

④ 処分価額の総額

金1,952,552円

⑤ 現物出資財産の内容及び価額

別紙 (A-1) 記載の対象者3名に対して、当社に対する金銭報酬債権合計金1,952,552円 (処分株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金2,490.5円) を支給し、かかる金銭報酬債権を現物出資の目的とする。

⑥ 処分先

日本国内に所在する当社退職従業員

3名 784株

(詳細は、別紙 (A-1) 記載のとおり)

⑦ 処分株式と引き換えにする財産の給付期日

2025年3月3日

(2) 次のとおり、日本国外に所在する当社子会社の退職従業員に対して、自己株式の処分を行う。

① 処分する株式の種類及び数

当社普通株式 298,043株

② 処分株式の割当方法

第三者割当ての方法による。

③ 処分価格

1株につき金2,490.5円 (※)

※処分価格は、2025年2月13日の東京証券取引所における当社普通株式の終値

④ 処分価額の総額

金742,276,092円

⑤ 現物出資財産の内容及び価額

別紙 (A-2) 記載の対象者72名に対して、当社に対する金銭報酬債権合計金742,276,092円 (処分株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金2,490.5円) を支給し、かかる金銭報酬債権を現物出資の目的とする。

⑥ 処分先

日本国外に所在する当社子会社の退職従業員

72名 298,043株

(詳細は、別紙 (A-2) 記載のとおり)

⑦ 処分株式と引き換えにする財産の給付期日

2025年3月3日

(3) 当社は、各対象者が会社法第203条第2項に従って処分株式の引受けの申込みを行うことを条件として、所定の数の処分株式を割り当てる。

(4) 上記(3)にかかわらず、各対象者による処分株式の引受けの申込みの数が別紙 (A-1) 及び (A-2) 記載の当該各対象者の処分株式数に満たない場合、各対象者に割り当てる処分株式の数は、当該申込みの数とする。

2. 2025年3月11日付自己株式処分の件

(1) 次のとおり、日本国外に所在する当社子会社の従業員に対して、自己株式の処

分を行う。

① 処分する株式の種類及び数

当社普通株式 99,500株

② 処分株式の割当方法

第三者割当ての方法による。

③ 処分価格

1株につき金2,490.5円 (※)

※処分価格は、2025年2月13日の東京証券取引所における当社普通株式の終値

④ 処分価額の総額

金247,804,750円

⑤ 現物出資財産の内容及び価額

別紙 (A-3) 記載の対象者5名に対して、当社に対する金銭報酬債権合計金247,804,750円 (処分株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金2,490.5円) を支給し、かかる金銭報酬債権を現物出資の目的とする。

⑥ 処分先

日本国外に所在する当社子会社の従業員

5名 99,500株

(詳細は、別紙 (A-3) 記載のとおり)

⑦ 処分株式と引き換えにする財産の給付期日

2025年3月11日

- (2) 当社は、各対象者が会社法第203条第2項に従って自己株式の引受けの申込みを行うことを条件として、所定の数の自己株式を割り当てる。
- (3) 上記(2)にかかわらず、各対象者による自己株式の引受けの申込みの数が別紙 (A-3) 記載の当該各対象者の処分株式数に満たない場合、各対象者に割り当てる自己株式の数は、当該申込みの数とする。

以上

別紙 (A-1) (略)

別紙 (A-2) (略)

別紙 (A-3) (略)